


## 第41回認定 構造改革特別区域計画の概要

| 番号             | 都道府県名 | 作成主体名<br>(地方公共団体名)       | 特区の名称                | 特区の区域<br>の範囲                     | 特区計画の概要  | 特例措置の番号              | 特例措置の内容                            |
|----------------|-------|--------------------------|----------------------|----------------------------------|--|----------------------|------------------------------------|
| <b>新規計画 9件</b> |       |                          |                      |                                  |  |                      |                                    |
| 1              | 青森県   | 八戸市                      | 八戸ワイン産業<br>創出特区      | 八戸市の全域                           | 八戸市の主要農産物である葉たばこの生産が葉たばこ<br>需要の減少により縮減し、地域経済に影響を与えていること<br>から、市では、国内市場が拡大傾向にあり、また、ぶどう<br>の生産、ワインの製造、物流、販売等産業として裾野の広<br>いワイン産業を創出することとしており、特例措置を活用し<br>て市産ぶどうを利用したワイナリーの開業を促進し、市の<br>農業振興だけでなく、商業、観光産業等の産業振興に繋<br>げ、地域経済の活性化及び雇用の増大を図るもの。   | 709(710)             | 特産酒類の製造事業                          |
| 2              | 岩手県   | 花巻市                      | 花巻クラフトワ<br>イン・シードル特区 | 花巻市の全域                           | 花巻市は果樹の生産が盛んである。地域では古くから葡<br>萄を原料にしたワイン造りが行われ、全国有数のワイナ<br>リーを有する。市内生産農家からは、特産の葡萄、林檎、<br>梅などを利用した果実酒等の醸造を希望する声がある。特<br>例措置を活用することで、農家、農家レストラン事業者等<br>による醸造を行うことでの地域の活性化、小規模ワイナリー<br>の創出等をコアとした移住定住、ワイン造り体験等、骨太の<br>取組を行うことが可能となる。既認定の地域再生計画にお<br>いて特区の設定を目標としており、地域再生計画の各推進<br>事業と運動して取り組むもの。 | 707(708)<br>709(710) | 特定農業者による特定酒類<br>の製造事業<br>特産酒類の製造事業 |
| 3              | 山形県   | 南陽市                      | ぶどうの里なんよ<br>うワイン特区   | 南陽市の全域                           | 南陽市は、約300年のぶどう栽培の歴史があり、生食用<br>ぶどうの産地として知られている。また、明治半ばよりワイ<br>ンの醸造も始まり、山形県内12社中4社のワイナリーがあり<br>ぶどうによる産業が盛んな地域である。<br>しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足の深刻化等<br>により耕作放棄地が増加しており、特例措置の活用により<br>、小規模施設での酒類の製造、販売を可能とし、新規就<br>農者がワイン製造に参入することで、生食用ぶどうより労働<br>力が軽減される醸造用ぶどうの生産が拡大することで、耕<br>作放棄地の解消と地域活性化を図る。    | 709(710)             | 特産酒類の製造事業                          |
| 4              | 福島県   | 南会津町                     | 南会津町果実酒<br>特区        | 福島県南会津郡南会<br>津町の区域の一部<br>(田島地域)  | 当町の農業を取り巻く環境は、特別豪雪地帯(一部豪雪<br>地帯)という自然条件に加え、原発事故に伴う風評被害や<br>産業構造の変化により厳しい状況が続いています。さら<br>に、当町の農業は、後継者不足や従事者の高齢化等によ<br>り、厳しい経営環境となっています。<br>特例措置を活用することにより地域オリジナルの果実酒<br>の製造を行うことで、新しい地域産品が生まれ、新たな雇<br>用が生まれるとともに、リンゴ栽培が一層普及して農地の<br>利用が促進され、耕作放棄地の解消が見込まれるなど、基<br>盤産業である農業の振興が図られます。          | 709(710)             | 特産酒類の製造事業                          |
| 5              | 静岡県   | 浜松市                      | 伝承の里みさくほ<br>どぶろく特区   | 浜松市の区域の一部<br>(水窪町)               | 水窪町地域は、観光施設・行事等に年間8万人の観光客<br>が訪れているが、そのほとんどが日帰りの観光客であり、<br>通過型観光からの脱却が課題となっている。そこで、自然<br>景観や歴史文化など地域資源を生かし滞在型観光へと転<br>換を図る必要がある。<br>特例措置により、米のみならず粟・稗等の雑穀を活用した<br>「どぶろく」の製造・提供をきっかけに観光客が増え、都市と<br>農村交流が拡大することで地域の活性化を図る。   | 707(708)             | 特定農業者による特定酒類<br>の製造事業              |
| 6              | 奈良県   | 奈良県、橿原<br>市、高取町、<br>明日香村 | 飛鳥認定通訳ガ<br>イド特区      | 橿原市並びに奈良県<br>高市郡高取町及び明<br>日香村の全域 | 平成27年4月に日本初の日本遺産「日本国創成のとき～<br>飛鳥を翔た女性たち～」が認定され、また平成28年9月に<br>国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区が開園することで世<br>界的に注目度が高まる飛鳥地方において、外国語で古代<br>飛鳥の奥深い魅力を伝えられる飛鳥認定通訳ガイドの育<br>成・確保が急務となっている。<br>特例措置を活用した通訳ガイドの育成・確保をきっかけ<br>に、外国人観光客の増加とそれに伴う地域の活性化、新た<br>な雇用の促進を図る。   | 1229                 | 地域限定特例通訳案内士<br>育成等事業               |

| 番号 | 都道府県名 | 作成主体名<br>(地方公共団体名) | 特区の名称                  | 特区の区域<br>の範囲       | 特区計画の概要  | 特例措置の番号              | 特例措置の内容                        |
|----|-------|--------------------|------------------------|--------------------|--|----------------------|--------------------------------|
| 7  | 岡山県   | 美咲町                | 米と果実の郷「美咲町どぶろく・リキュール特区 | 岡山県久米郡美咲町の全域       | 美咲町では、「日本の棚田百選」に認定された「小山地区」と「大坪和西地区」があり、町内全域に農村景観や暮らしに根ざした農村文化が残っており、かつての農家の暮らしぶりを伝えるため、自然や農業体験を中心とした都市交流を推進しているところである。<br>さらに農村景観や歴史文化など地域資源を活かすため、特例措置を活用した「どぶろく」の製造をきっかけに、コミュニティビジネスとして地域のシンボルを生成し、地域文化の伝承や、地産地消の推進、定住化、農業所得の向上など、地域の活性化を図る。                    | 707(708)<br>709(710) | 特定農業者による特定酒類の製造事業<br>特産酒類の製造事業 |
| 8  | 香川県   | 高松市                | 塩江町どぶろく特区              | 高松市の区域の一部<br>(塩江町) | 本市の郊外田園地域では、農業者の高齢化や後継者不足、生活スタイルの変化等によって、耕作放棄地が増加しており、活気が薄れている状況にある。その中でも塩江町は、特に人口減少が著しいうえ、人口に占める高齢者の割合が40%を超えるなど、地域の衰退が顕著な地域であるといえる。そこで、塩江町において酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿、レストラン・飲食店等)を営む農業者が、自ら生産した米を原料とする濁酒の製造販売事業を行うことで地域産業の再活性化を図る。                            | 707(708)             | 特定農業者による特定酒類の製造事業              |
| 9  | 長崎県   | 壱岐市                | 実りの島壱岐どぶろく特区           | 壱岐市の全域             | 壱岐市を訪れる観光客は、ピーク時には70万人(延べ数)であったが、現在は55万人程度にまで落ち込んでおり、国内外からの観光客の安定的な取込みが課題となっている。<br>また、大陸から伝来した酒の蒸留法と、古くから島民が自家醸造していた「どぶろく」が結びついて生まれた麦焼酎の発祥の地と言われる壱岐は、WTOの地理的表示の産地に指定されているが、壱岐市の知名度向上に結び付いていない。<br>特例措置を活用した「どぶろく」製造により、本市古来の歴史や文化、自然の魅力を島内外に発信し、交流人口の拡大と地域活性化を図る。 | 707(708)             | 特定農業者による特定酒類の製造事業              |

## 八戸ワイン産業創出特区

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 都道府県名：        | 青森県   |  |
| 申請主体名：        | 八戸市   |  |
| 区域の範囲：        | 八戸市の全域  |  |
| 特区の概要：        | <p>八戸市の主要農産物である葉たばこの生産が葉たばこ需要の減少により縮減し、地域経済に影響を与えていることから、市では、国内市場が拡大傾向にあり、また、ぶどうの生産、ワインの製造、物流、販売等産業として裾野の広いワイン産業を創出することとしており、特例措置を活用して市産ぶどうを利用したワイナリーの開業を促進し、市の農業振興だけでなく、商業、観光産業等の産業振興に繋げ、地域経済の活性化及び雇用の増大を図るもの。</p> |  |
| 適用される規制の特例措置： | 特産酒類の製造事業   |  |




初めての収穫を迎える  
「ワイン用ぶどう」



中心街で開催されている  
「八戸ワインフェス」

## 花巻クラフトワイン・シードル特区

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 都道府県名：        | 岩手県   |  |
| 申請主体名：        | 花巻市   |   |
| 区域の範囲：        | 花巻市の全域  |   |
| 特区の概要：        | <p>花巻市は果樹の生産が盛んである。地域では古くから葡萄を原料にしたワイン造りが行われ、全国有数のワイナリーを有する。市内生産農家からは、特産の葡萄、林檎、梅などを利用した果実酒等の醸造を希望する声がある。特例措置を活用することで、農家、農家レストラン事業者等による醸造を行うことでの地域の活性化、小規模ワイナリーの創出等をコアとした移住定住、ワイン造り体験等、骨太の取組を行うことが可能となる。既認定の地域再生計画において特区の設定を目標としており、地域再生計画の各推進事業と連動して取り組むもの。</p> |   |
| 適用される規制の特例措置： | <p>特定農業者による特定酒類の製造事業<br/>特産酒類の製造事業</p>  |   |




ぶどう栽培を手伝う  
「ぶどうつくり隊」



イベントでぶどう踏みをする  
ワイン娘

## ぶどうの里なんようワイン特区

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 都道府県名：        | 山形県  |  |
| 申請主体名：        | 南陽市  |   |
| 区域の範囲：        | 南陽市の全域   |   |
| 特区の概要：        | <p>南陽市は、約300年のぶどう栽培の歴史があり、生食用ぶどうの産地として知られている。また、明治半ばよりワインの醸造も始まり、山形県内12社中4社のワイナリーがありぶどうによる産業が盛んな地域である。</p> <p>しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足の深刻化等により耕作放棄地が増加しており、特例措置の活用により、小規模施設での酒類の製造、販売を可能とし、新規就農者がワイン製造に参入することで、生食用ぶどうより労働力が軽減される醸造用ぶどうの生産が拡大することで、耕作放棄地の解消と地域活性化を図る。</p> |   |
| 適用される規制の特例措置： | 特産酒類の製造事業  |   |



南陽産ワインのPRのため毎年開催している「ワインフェスティバル IN 南陽」



よりおいしいぶどうを収穫するためのぶどうの剪定作業

## 南会津町果実酒特区

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 都道府県名：        | 福島県  |  |
| 申請主体名：        | 南会津町   |  |
| 区域の範囲：        | 福島県南会津郡南会津町の区域の一部<br>(田島地域)  |  |
| 特区の概要：        | <p>当町の農業を取り巻く環境は、特別豪雪地帯（一部豪雪地帯）という自然条件に加え、原発事故に伴う風評被害や産業構造の変化により厳しい状況が続いています。さらに、当町の農業は、後継者不足や従事者の高齢化等により、厳しい経営環境となっています。</p> <p>特例措置を活用することにより地域オリジナルの果実酒の製造を行うことで、新しい地域産品が生まれ、新たな雇用が生まれるとともに、リンゴ栽培が一層普及して農地の利用が促進され、耕作放棄地の解消が見込まれるなど、基盤産業である農業の振興が図られます。</p> |  |
| 適用される規制の特例措置： | 特産酒類の製造事業  |  |




一面に広がるリンゴ畑



中心街で地酒を楽しむイベント  
(地酒で乾杯プロジェクト)

## 伝承の里みさくぼ どぶろく特区

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 都道府県名：        | 静岡県   |  |
| 申請主体名：        | 浜松市   |  |
| 区域の範囲：        | 浜松市の区域の一部<br>(水窪町)  |  |
| 特区の概要：        | <p>水窪町地域は、観光施設・行事等に年間8万人の観光客が訪れているが、そのほとんどが日帰りの観光客であり、通過型観光からの脱却が課題となっている。そこで、自然景観や歴史文化など地域資源を生かし滞在型観光へと転換を図る必要がある。</p> <p>特例措置により、米のみならず粟・稗等の雑穀を活用した「どぶろく」の製造・提供をきっかけに観光客が増え、都市と農村交流が拡大することで地域の活性化を図る。</p> |  |
| 適用される規制の特例措置： | 特定農業者による特定酒類の製造事業   |  |




つぶ食料理



水窪町中心部

## 飛鳥認定通訳ガイド特区

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 都道府県名：        | 奈良県   |  |
| 申請主体名：        | 奈良県、橿原市、高取町、明日香村  |   |
| 区域の範囲：        | 橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域  |   |
| 特区の概要：        | <p>平成 27 年 4 月に日本初の日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」が認定され、また平成 28 年 9 月に国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区が開園することで世界的に注目度が高まる飛鳥地方において、外国語で古代飛鳥の奥深い魅力を伝えられる飛鳥認定通訳ガイドの育成・確保が急務となっている。</p> <p>特例措置を活用した通訳ガイドの育成・確保をきっかけに、外国人観光客の増加とそれに伴う地域の活性化、新たな雇用の促進を図る。</p> |   |
| 適用される規制の特例措置： | 地域限定特例通訳案内士育成等事業  |   |



古代衣装体験をして橿原神宮参拝




歴史に憩う橿原市博物館での見学の様子



# 米と果実の郷「美咲町」

## どぶろく・リキュール特区

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 都道府県名：        | 岡山県  |  |
| 申請主体名：        | 美咲町  |  |
| 区域の範囲：        | 岡山県久米郡美咲町の全域   |  |
| 特区の概要：        | <p>美咲町では、「日本の棚田百選」に認定された「小山地区」と「大井和西地区」があり、町内全域に農村景観や暮らしに根ざした農村文化が残っており、かつての農家の暮らしぶりを伝えるため、自然や農業体験を中心とした都市交流を推進しているところである。</p> <p>さらに農村景観や歴史文化など地域資源を活かすため、特例措置を活用した「どぶろく」の製造をきっかけに、コミュニティビジネスとして地域のシンボルを生成し、地域文化の伝承や、地産地消の推進、定住化、農業所得の向上など、地域の活性化を図る。</p> |  |
| 適用される規制の特例措置： | <p>特定農業者による特定酒類の製造事業<br/>特産酒類の製造事業</p>   |  |




日本の棚田百選の小山地区棚田



大粒・黒紫色が特徴のニューピオーネ

## 塩江町どぶろく特区

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 都道府県名：        | 香川県   |  |
| 申請主体名：        | 高松市   |  |
| 区域の範囲：        | 高松市の区域の一部<br>(塩江町)  |  |
| 特区の概要：        | 本市の郊外田園地域では、農業者の高齢化や後継者不足、生活スタイルの変化等によって、耕作放棄地が増加しており、活気が薄れている状況にある。その中でも塩江町は、特に人口減少が著しいうえ、人口に占める高齢者の割合が40%を超えるなど、地域の衰退が顕著な地域であるといえる。そこで、塩江町において酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿、レストラン・飲食店等）を営む農業者が、自ら生産した米を原料とする濁酒の製造販売事業を行うことで地域産業の再活性化を図る。 |  |
| 適用される規制の特例措置： | 特定農業者による特定酒類の製造事業   |  |




塩江町地域の風景



濁酒販売店舗の様子

## 実りの島壱岐どぶろく特区

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 都道府県名：        | 長崎県   |  |
| 申請主体名：        | 壱岐市   |  |
| 区域の範囲：        | 壱岐市の全域  |  |
| 特区の概要：        | <p>壱岐市を訪れる観光客は、ピーク時には70万人（延べ数）であったが、現在は55万人程度にまで落ち込んでおり、国内外からの観光客の安定的な取込みが課題となっている。</p> <p>また、大陸から伝来した酒の蒸留法と、古くから島民が自家醸造していた「どぶろく」が結びついて生まれた麦焼酎の発祥の地と言われる壱岐は、WTOの地理的表示の産地に指定されているが、壱岐市の知名度向上に結び付いていない。</p> <p>特例措置を活用した「どぶろく」製造により、本市古来の歴史や文化、自然の魅力を島内外に発信し、交流人口の拡大と地域活性化を図る。</p> |  |
| 適用される規制の特例措置： | 特定農業者による特定酒類の製造事業   |  |



原の辻遺跡と県内2位の広さを誇る  
深江田原



実りの時期の風物詩、  
収穫した米の掛干し